

## 大田区文化振興協会情報誌「Art Menu」 広告掲載要領

令和元年 6 月 1 日施行

### (目的)

第1条 この要領は、公益財団法人大田区文化振興協会（以下「協会」という。）が文化の振興を図るため作成する情報誌「Art Menu」（以下「広報媒体」という。）への、有料広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

### (掲載の申込)

第2条 広報媒体に掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、公益財団法人大田区文化振興協会情報誌「Art Menu」 広告掲載申込書（別記第 1 号様式）を理事長に提出するものとする。

### (広告の種類及び掲載料)

第3条 広報媒体に掲載する広告の種類及び掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 協会が管理する施設で開催するイベントについては、1 コマ 15,000 円（税込）とする。
  - (2) 前一号以外で企業及び団体が行う宣伝広告並びに個人が行う事業及び各種教室の受講生募集等については、1 コマ 20,000 円（税込）とする。
  - (3) 協会が共催および後援する事業については、第一号の料金の 50%の額を減免する。
- 2 前項各号に掲げた広告を連続して掲載する場合は、次のとおり料金を減額する。
- (1) 2 回連続して掲載する場合は 5%
  - (2) 3 回連続して掲載する場合は 7.5%
  - (3) 4 回連続して掲載する場合は 10%
  - (4) 5 回連続して掲載する場合は 15%
  - (5) 6 回連続して掲載する場合は 20%
- この場合において、減額の上限は 20%とする。
- 3 広告は、完全版下による入稿とし、これによりがたい場合は版下作成料実費 4,000 円（税別）を別に納入する。

4 掲載料の納入は、請求後 2 週間以内とする。

**(広告の掲載期間)**

第4条 広報媒体に掲載する広告の掲載期間は、情報誌の発行日より 2 ヶ月間とする。

**(広告掲載の位置)**

第5条 広報媒体に掲載する広告の位置は、6 ページあるいは 7 ページの協会が指定した場所とする。

付則

1 この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。